

第15号議案

ふじみ野市立公民館条例を廃止する条例

ふじみ野市立公民館条例（平成17年ふじみ野市条例第69号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設の整備に伴い、ふじみ野市立公民館条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。